

白井市消防団活動マニュアル



令和3年3月

目 次

第1節 総則

1 はじめに	1
--------	---

第2節 平常時の対策

1 家庭内において	2
2 消防団組織について	3
3 消防団活動について	7
4 予防計画	8
5 技術計画	9
6 訓練計画	11
7 教育計画	12

第3節 出動時の対策

1 消防団の出動について	13
--------------	----

第4節 火災出動

1 出動基準	14
2 火災防ぎょ活動	19

第5節 地震対応

1 参集基準	23
2 地震対応	25

第6節 土砂・水災害対応

1 土砂災害対応	29
2 水害対応	32

様式

消防ポンプの取り扱いについて	36
出動者報告書	40
白井市消防団入団者届	42
機能別団員入団者届	44
退団願	46
消防自動車点検管理表	47
自動車等維持管理及び業務記録簿	48

第1節 総則

1 はじめに

(1) 基本的な考え方

消防団の任務は、市民の生命、身体及び財産を、火災から保護するとともに、災害を防除し、災害による被害を軽減することである。しかしながら、2011年3月11日に発生した東日本大震災では、活動の基軸となる多くの消防団員が犠牲となり、拠点となる施設、積載車を含めた資機材も大きな被害を受けた。

本マニュアルは、従来の火災などの対応を明文化するとともに東日本大震災の悲劇を教訓とし、すべての消防団員が「自分の命、家族の命を守る」ことを最優先とした行動を原則としたうえで、組織としての活動を地域の実情にあった形で明確に示すことにより、現有する消防力を最大限に発揮させることを目的としたものである。

なお、災害は必ずしも予測されたように展開するものではなく、消防本部・市役所など関係機関と緊密に連携し、随時見直しを行い、実効性を高めていくものである。

(2) 消防団員の身分

地方公務員法及び消防組織法に規定された、非常勤特別職地方公務員である。

したがって、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

また、組織の一員として節度ある行動をとり、法令を順守して、他の模範となるよう努めるものとする。

消防団員には、年間の活動に対して団員報酬が支払われるほか、5年以上勤務された方には退職報償金が支給されるほか、福祉共済制度に加入されるため、公務中はもちろん、公務外でも万が一死亡や高度障害、入院の場合には給付金・見舞金が支給される。

第2節 平常時の対策

1 家庭内において

(1) 日頃の備え

消防団員は、自身や家族等が災害に対応できるよう日頃から備蓄等災害に備えておくとともに、非常時における家族等の集合場所や連絡手段を確認しておく。

① 非常持出品・常時備蓄品を準備しておく。

ア 緊急避難用品

懐中電灯、スリッパ、ホイッスル、携帯電話 等

イ 非常持出品

ラジオ、貴重品（現金等）、350～500ml ペットボトル（水分） 等

ウ 常時備蓄品

懐中電灯（大型のもの）、ポリタンク、カセットコンロ、常備薬、予備電池、最低3日分でできれば1週間分 食料・水 等

② 大型家具(タンス類、冷蔵庫、テレビ等)の固定をしておく。

③ 廊下や階段の整理整頓をしておく。

④ 家屋の耐震診断を実施し、必要に応じて補強しておく。

⑤ 必要に応じ、ガラスの飛散防止対策をしておく。

⑥ ハザードマップを確認し、市内の危険箇所、災害ごとの指定緊急避難場所、指定避難所を把握しておく。

⑦ 家族の所在を常に明確にしておき、非常時の集合場所、連絡手段を確認しておく。

⑧ 簡単な防災資機材を整備し、取扱訓練をしておく。

(2) 貸与品の管理及び着用

消防団員は次の貸与品の日常管理及び活動時の安全確保等の面における着用に心がけること。

① 制帽、アポロキャップ及びヘルメット

② 制服、活動服及びベルト

③ 階級章

④ 編上靴（各部で準備、支給）

⑤ 雨具（各部で準備、支給）

2 消防団組織について

(1) 消防団員の任命、階級及び職務

消防組織法により、団長は市長が、その他団員は団長が任命することとされている。任命された団員は、自己の任務等を熟知し、通常活動及び有事の際の円滑な活動に備えるとともに自己の職の第2、第3代理者を決めておき、代理者に対し、自己の任務等を熟知させ、有事に備えておく。

副団長は、教育主幹とし消防団全体の教育訓練計画の設定及び効果の測定等の総合的な指導を実施する。

本部長は訓練、技術、予防のいずれかを担当し、計画立案に参画する。訓練内容については、各分団の意見を集約し、団長、副団長に内容を説明し訓練を実施する。これら行事の指揮監督は団長が行う。

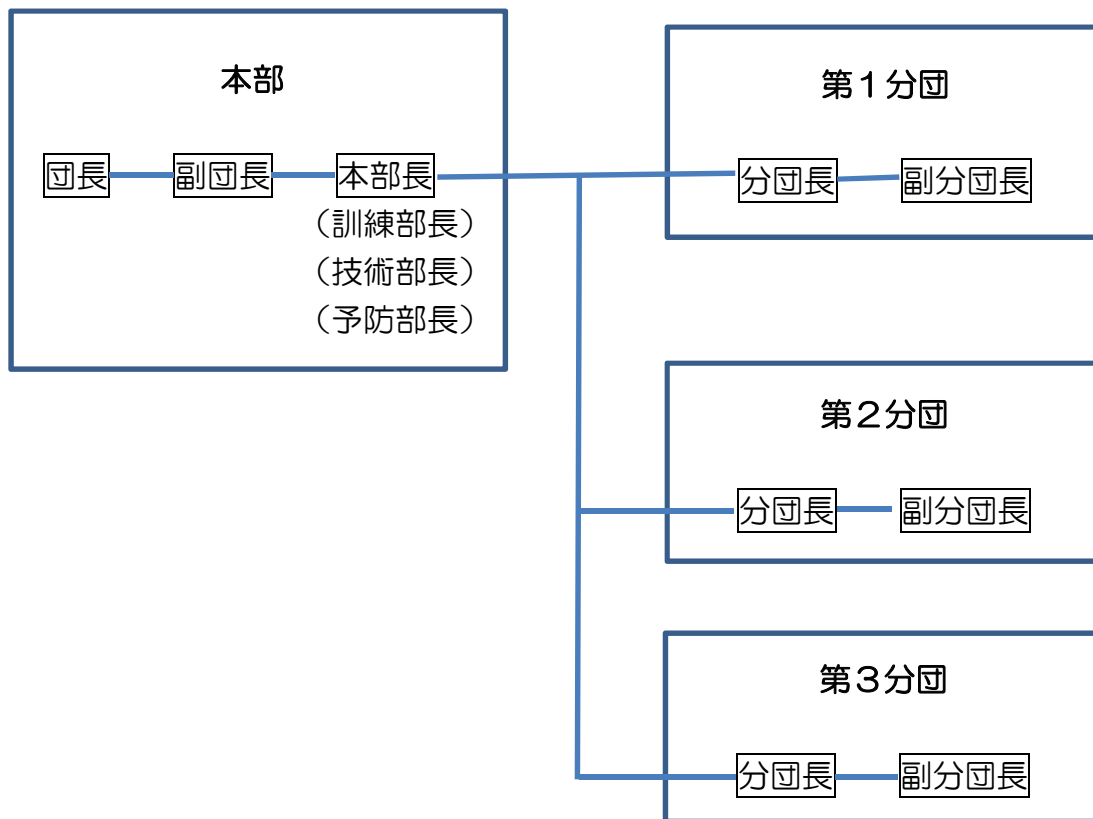
階級及び職務については、表1のとおりとする。

(※表1)

階級	職務分掌	
団 長	消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。	
副団長 (教育主幹)	団長を補佐し、団長に事故ある時は団長の職務を代理する。教育訓練計画の設定及び効果の測定等の総合的な指導を実施する。	
分団長 (本部長)	団長及び副団長に事故ある時は、その職務を代理する。	
	訓練部長	規律、訓練、礼式及びポンプ操法等基礎的、団体的訓練を実施する。
	技術部長	消防ポンプ等機械器具の取扱及び運用等技術的訓練を実施する。
	予防部長	春、秋の全国火災予防運動及び年末の警戒活動を実施する。
分団長	分団の統括し、分団員を指揮監督する。	
副分団長	分団長を補佐し、分団長に事故ある時は分団長の職務を代理する。	
部 長	部の事務を統括し、上司の命を受けて部員を指揮監督する。	
班 長	部長を補佐し、部長に事故ある時は、部長の職務を代理する。	
団 員	上司の命を受け、その職務に従事する。	
機能別団員		

(2) 組織図

① 消防団組織図



② 分団組織図



(3) 消防団役員会議

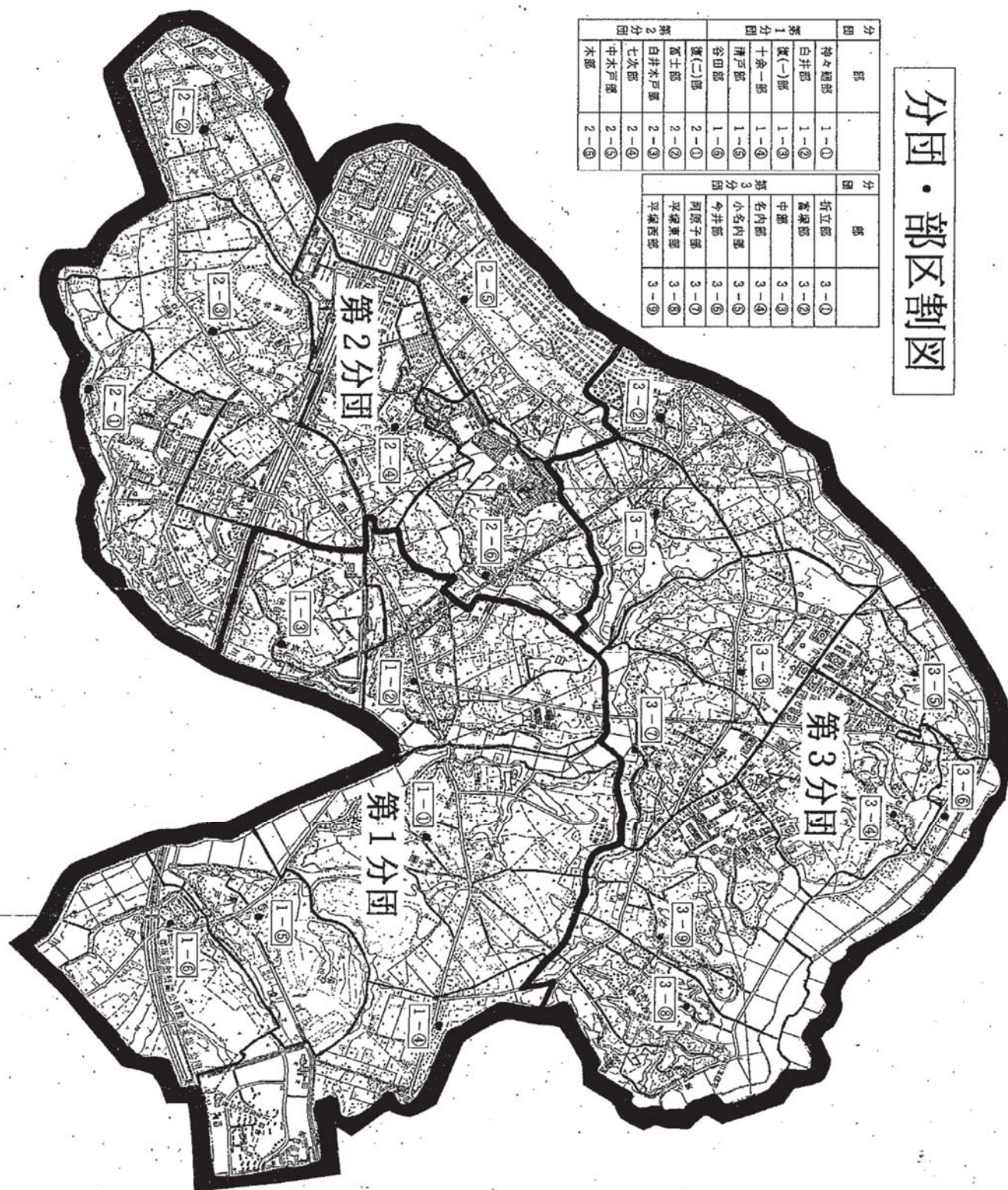
消防団の事業及び運営等に関する意思決定機関として、団長、副団長、本部長、分団長及び副分団長を消防団本部役員として構成する消防団役員会議を設置する。

(4) 分団の管轄区域

① 分団管轄区域一覧

<u>分団</u>	<u>管轄区域</u>
第 1 分団	神々廻、白井、復の一部、根の一部、十余一、清戸、武西、谷田、桜台、笹塚の一部
第 2 分団	復の一部、根の一部、大松、富士、木、清水口、南山、堀込、大山口、七次台、池の上、けやき台、野口、笹塚の一部、西白井の一部
第 3 分団	折立、富塚、中、名内、今井、河原子、平塚、西白井の一部

② 分団管轄区域図



3 消防団活動について

(1) 消防団活動概要

消防団は、市民の生命、身体及び財産を、火災から保護するとともに、災害を防除し、災害による被害を軽減するために、日頃から訓練を実施する。

(2) 組織状況把握手段の確保

消防団組織としての活動を実施するにあたり、災害の状況及びこれに対応できる人員数を把握しておくことが重要である。

- ① 最新の災害情報が得られるようにしておく（ラジオ、メモ帳、筆記用具の携帯等）。
- ② 連絡手段を確保する（無線、携帯電話等）。
- ③ 団員の連絡網（携帯電話、メール等）を整備しておく。

(3) 報告事項

消防団は組織として活動するため、コミュニケーションを図ることが重要である。

① 職務に従事することができない場合の報告

団員は長期間職務に従事することができない場合は、部長に報告し、部長から市に報告を行う。消防団本部役員は団長及び市に報告を行う。

② 活動報告

ア 全体活動（夏期訓練、操法大会、冬期訓練、出初式等）

部長は、出勤人員数を「出勤者報告書」に記入して、市に提出する。

イ 分団・部ごとの活動（器具取り扱い、消火栓取扱説明、放水実施等）

部長は前もって分団長に実施の報告をするとともに、活動終了後、分団長に連絡し、「自動車等維持管理・業務記録簿」を毎年4月の消防団役員会議で提出する。

なお、活動中に事故が発生した場合は、速やかに事故対応（110番・119番通報等）するとともに、分団長及び市に報告すること。

ウ 定期に実施する活動（予防広報・点検等）

「自動車等維持管理・業務記録簿」（P47）は書き溜めておき、毎年4月の消防団役員 会議時に提出する。

4 予防計画

団員は、火災や死傷者発生等の災害を未然に防ぐためには、各部長を中心に、地域に密着した予防活動を実施することが必要である。

(1) 全国火災予防運動、年末年始特別警戒広報の実施

火災予防意識啓発のため、小型動力ポンプ付き積載車（以下「積載車」という）または、水槽付きポンプ車（以下「ポンプ車」という）により実施する。2名乗車を原則として、回転灯を点滅させ、警鐘を鳴らした状態で法定速度を遵守（交通の支障にならない限り時速20 km以下が望ましい）し、管轄区域内を広報しながら巡視する。

なお、巡視中に火災またはその恐れがある事案、その他の災害（救急・交通事故等）、不審者等があった場合は、速やかに対応（110番・119番通報等）するとともに、市に報告する。

(2) 避難行動要支援者の把握

「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者を把握し、管轄区域内の自治会等と協力して、あらかじめ支援体制を構築することにより、被害の予防を図る。

(3) 警戒の実施

今後、災害が発生するおそれのある場合又は災害発生が懸念される時期において、被害を未然に防ぐために本部の指示により警戒し、または注意喚起する。

(4) 防災知識の啓発

自治会等から訓練参加の依頼があった場合には、住民向けの消防防災教育を進め、地域防災力の向上に努める。

消防防災教育をとおして関心を持ってもらうことにより、将来地域防災を担う人材の育成につなげる。

- ① 住民向け消防防災教育の実施
- ② その他必要に応じた消防防災教育の実施

5 技術計画

団長は火災発生時の迅速な消火活動のためには、技術部長を中心に、機械器具の適正管理及び取扱いについて計画的に指導する。

(1) 積載車、ポンプ車の点検

積載車、ポンプ車の安全な運行及び非常出動時のトラブルを防止するため、使用前及び使用後に点検を実施し、その結果を「消防自動車点検管理表」（P46）に記入する。

なお、異常が発見された場合、速やかに市に報告し、走行に支障がある場合は使用を中止する。

① 使用前点検事項

積載車使用の都度、2人1組で1人が操作員、もう1人が点検員となり、次の手順により行う。

1. 前照灯上下
2. 方向指示器前後左右
3. 回転灯、表示灯
4. 警鐘
5. クラクション
6. ストップランプ
7. バックランプ
8. 外装、タイヤ
9. オイル、水漏れ（床を確認）

② 使用後点検事項

1. 走行時の異常
2. 燃料（常に半分以上に保つものとし、不足の場合は給油する）
3. 総走行距離

(2) 小型動力ポンプの定期点検

小型動力ポンプ（以下「可搬ポンプ」という）は、充電用配線が接続されているものについては、使用時は必ず外し、使用後は充電状態に接続する。

団員は、毎月2回エンジンを始動、真空ポンプを作動させて動作確認し、「消防自動車点検管理表」欄に記入して管理するとともに、異常を発見した場合は速やかに部長を通して市に報告する。

(3) ポンプ車の定期点検

団員は、毎月2回エンジンを始動、PTOや濁水装置、真空ポンプを作動させて動作確認し、「消防自動車点検管理表」欄に記入して管理するとともに、異常を発見した場合は速やかに部長を通して市に報告する。

(4) 資機材の点検

部長または団員は、貸与された資機材には必ず部名を記入し、紛失等に十分注意する。

機械器具取扱者は、毎月2回の点検もしくは訓練等で資機材を使用した場合、数量、異常の有無等を確認し、「消防自動車点検管理表」に記入して、適切に管理するとともに、異常を発見した場合は速やかに部長を通して市に報告する。

(5) 通信機器の管理

部長は貸与されたトランシーバーをいざという時に使用できるよう、各部に貸与している2台を使用して資機材の点検時に通信試験を実施する。

なお、災害時のトランシーバーチャンネルは「チャンネル1」とする。

(6) 詰所等の整理整頓

消防団が管理する詰所、車庫及び器具庫は、公共施設であることを自覚し、常に整理整頓に努め、緊急出動・災害発生時に備える。資機材の点検に併せて清掃に努めるものとする。

(7) 放水の実施

団員は定期的に放水を実施し、可搬ポンプまたはポンプ車及び資機材の取扱いを学ぶとともに可搬ポンプの動作確認、資機材の点検を行う。

使用後は、可搬ポンプの燃料の残量に注意し、ポンプごとに定められている使用後の処置を行ったのち、「消防自動車点検管理表」欄記入して管理するとともに、異常を発見した場合は速やかに部長を通して市に報告する。

(8) 防火貯水槽等の点検

団員は、年2回以上管轄区域内の防火水槽等の点検を行い、施設の修繕、補水等の必要な場合は市へ報告する。

水利看板等の立替えは、部長が市に場所を報告し、市が修繕を行うものとする。

6 訓練計画

団長は、団員の現場活動では組織行動を行うことが原則であることから、本部長（訓練部長）を中心に、次の訓練を計画し、団員一人ひとりが組織の中での自分の役割を認識したうえで、消防団組織の団結力、行動力の向上を図る。

- ① 訓練礼式
- ② ポンプ操法訓練
- ③ 火災想定訓練
- ④ 防災訓練
- ⑤ その他消防団活動に必要な訓練

(1) 訓練計画の作成

団長は訓練の目的、内容に応じて副団長（教育主幹）、本部長等と協力して、主に次の事項を定めた訓練計画を作成する。

- ① 目的
- ② 実施日時
- ③ 実施場所
- ④ 訓練内容
- ⑤ 注意事項

(2) 訓練実施時の安全管理

団長は、訓練を実施する場合においては、全員が次のとおり安全管理に考慮する。訓練時は怪我や事故を無くするために安全員を配置し訓練を実施する。安全員は消防職員又は消防団本部役員が行う。

- ① 計画に無理はないか
- ② 場所に問題はないか
- ③ 路上における活動では、通行者などの支障となっていないか
- ④ 安全員は配置したか
- ⑤ 夜間時の照明など環境を整えたか
- ⑥ 使用資機材の点検は行ったか
- ⑦ 内容にあった服装をしているか
- ⑧ 準備運動を十分にしているか
- ⑨ 水分補給など体調管理をしているか
- ⑩ 資機材を正しく使用しているか
- ⑪ 法令を順守しているか

7 教育計画

団長は、迅速かつ安全な消防団活動には、団員一人ひとりの知識、技術の向上が不可欠であることから、副団長（教育主幹）を中心とし、計画的に団員の教育を進めていく。

(1) 消防学校の受講

消防団本部役員は、消防団本部役員としての知識、心構えを習得するために、階級別、計画的に消防学校を受講するように努める。

(2) 地域の把握

団員は、有事の際に迅速に行動できるよう消防水利の把握、また、管轄区域の地理、危険要素、避難場所及び避難経路の調査把握に努める。

(3) 防災知識の習得

団員は、消防団活動には、幅広い防災知識が必要であることから、普通救命講習受講等により防災知識の習得に努める。

第3節 出動時の対策

1 消防団の出動について

(1) 出動事項

消防団は、消火や救助等の次の災害が発生した場合、消火や救助等の活動を実施するため、出動命令により出動し、関係機関と一致団結のもと、市民の生命、財産の保護に努める。

(2) 安全管理

安全管理は、活動を行う上で、自己の生命・身体の安全を図り、効率的かつ確実に活動を行うために必要なものである。安全管理の手段や方法は、災害等により異なるが、一人ひとりが細心の注意を払うとともに、事故や災害を予知して、あらかじめ予防措置を講ずることが、全てに共通する基本姿勢となる。

団員は、下記の①～⑤項目を徹底し、怪我等には十分注意すること。

- ① 安全確保の基本は、自己防衛であるため、自己を危険にさらすような無理な活動はしない。
- ② 活動上安全な装備（ヘルメット、活動服、編上靴等）を着用し、寒冷期には防寒対策（防寒具、雨具、下着等）を講じること。
- ③ 単独行動を慎み、指揮者の指示下に入る。
- ④ 各部署に伝令員を配置し、危険に関する情報は、直ちに消防団本部に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止する。
- ⑤ 活動後は、人員、機械器具等の点検確認を行い、異常があった場合は、直ちに消防団本部に報告する。

第4節 火災出動

1 出動基準

(1) 出動体制

消 防 団 出 動 体 制

(令和2年度)

1. 市 内

火災発生地区名	発生地区部	第一次出動部	第二次出動部	第三次出動部	第四次出動部	現場指揮者
神々廻	神々廻	白井、十合一、清戸	谷田、平塚東、平塚西	復(一)、河原子	全分団(部) 出 動	①第1分団分団長 ②第1分団副分団長 ③第1分団副分団長 (本部) 本部長2名
白井・下長殿	白井	神々廻、復(一)、木	十合一、白井木戸、河原子	清戸、谷田		①第2分団分団長 ②第2分団副分団長 ③第2分団副分団長 (本部) 本部長2名
法目・上長殿、笹塚	復(一)	白井、白井木戸、七次	木、復(二)、神々廻	清戸、谷田		
十合一、桜台	十合一	神々廻、清戸、谷田	白井、平塚東、平塚西	復(一)、河原子		
清戸	清戸	十合一、谷田、神々廻	白井、平塚東、復(一)	平塚西、河原子		
谷田	谷田	神々廻、清戸、十合一	白井、復(一)、平塚東	平塚西、河原子		
富ヶ沢・富ヶ谷、南山、池の上	復(二)	白井木戸、七次、富士	中木戸、木、復(一)	白井、神々廻		
富士	富士	白井木戸、中木戸、七次	復(二)、木、復(一)	白井、富塚		
白井木戸、堀込、笹塚	白井木戸	富士、七次、復(二)	中木戸、木、復(一)	白井、神々廻		
七次、清水口、けやき台	七次	白井木戸、中木戸、木	富士、復(二)、富塚	折立、復(一)		
中木戸、大松、大山口、西白井	中木戸	富士、七次、富塚	白井木戸、木、折立	復(二)、復(一)		①第3分団分団長 ②第3分団副分団長 ③第3分団副分団長 ④第3分団副分団長 (本部) 本部長2名
木、七次台、野口	木	七次、折立、白井	中木戸、白井木戸、富塚	富士、復(二)		
折立	折立	富塚、中、木	小名内、白井、中木戸	河原子、名内		
富塚、西白井	富塚	折立、中、中木戸	小名内、名内、河原子	今井、木		
中	中	富塚、河原子、小名内	折立、名内、平塚西	今井、平塚西		
名内	名内	平塚東、今井、小名内	平塚西、中、河原子	富塚、折立		
小名内	小名内	中、今井、名内	富塚、平塚西、河原子	折立、平塚東		
今井	今井	平塚西、名内、小名内	平塚東、中、河原子	富塚、折立		
河原子	河原子	平塚西、中、白井	名内、平塚東、小名内	今井、折立		
平塚東	平塚東	平塚西、十合一、名内	今井、中、河原子	小名内、神々廻		
平塚西	平塚西	平塚東、名内、河原子	今井、中、小名内	富塚、神々廻		

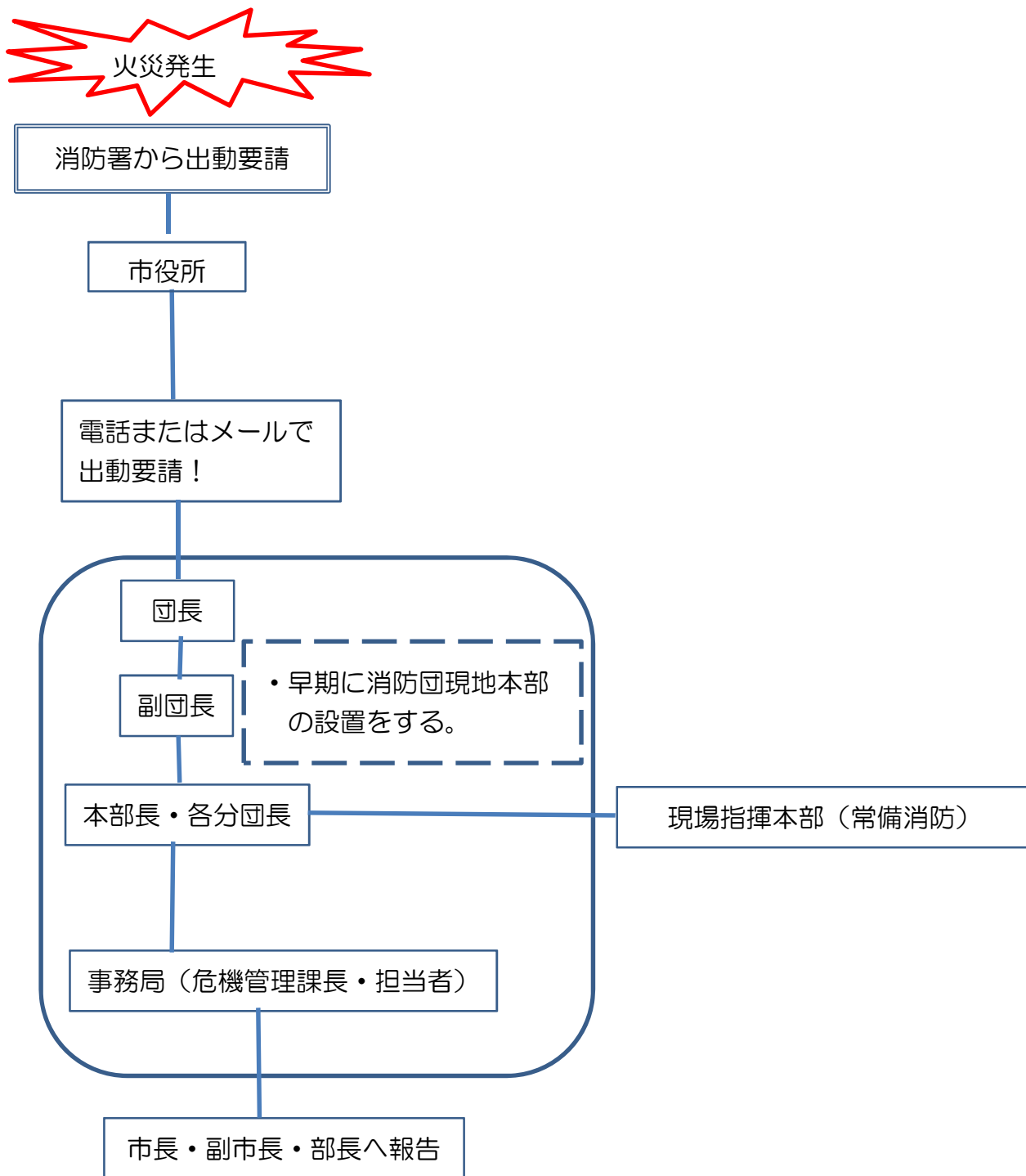
2. 隣接市町(市外)

火災等発生地区名		応援出動部	火災等発生地区名		応援出動部
八千代市	小池	谷田、清戸	柏市	藤ヶ谷	富塚、中木戸
	初富	富士、中木戸		金山	小名内、富塚
	鎌ヶ谷市	中木戸		泉、柳戸	小名内、今井、名内
	東初富、東鎌ヶ谷	富士		布瀬	平塚西、平塚東
船橋市	小室町	白井、神々廻、復(一)、清戸	印西市	武西	谷田、清戸
	小野田町	谷田、清戸		浦部、白幡	平塚東、十合一
	大神保町、神保町	復(二)、白井木戸		木刈、小倉台	十合一
	高野台	富士、白井木戸		武西学園台	十合一、谷田

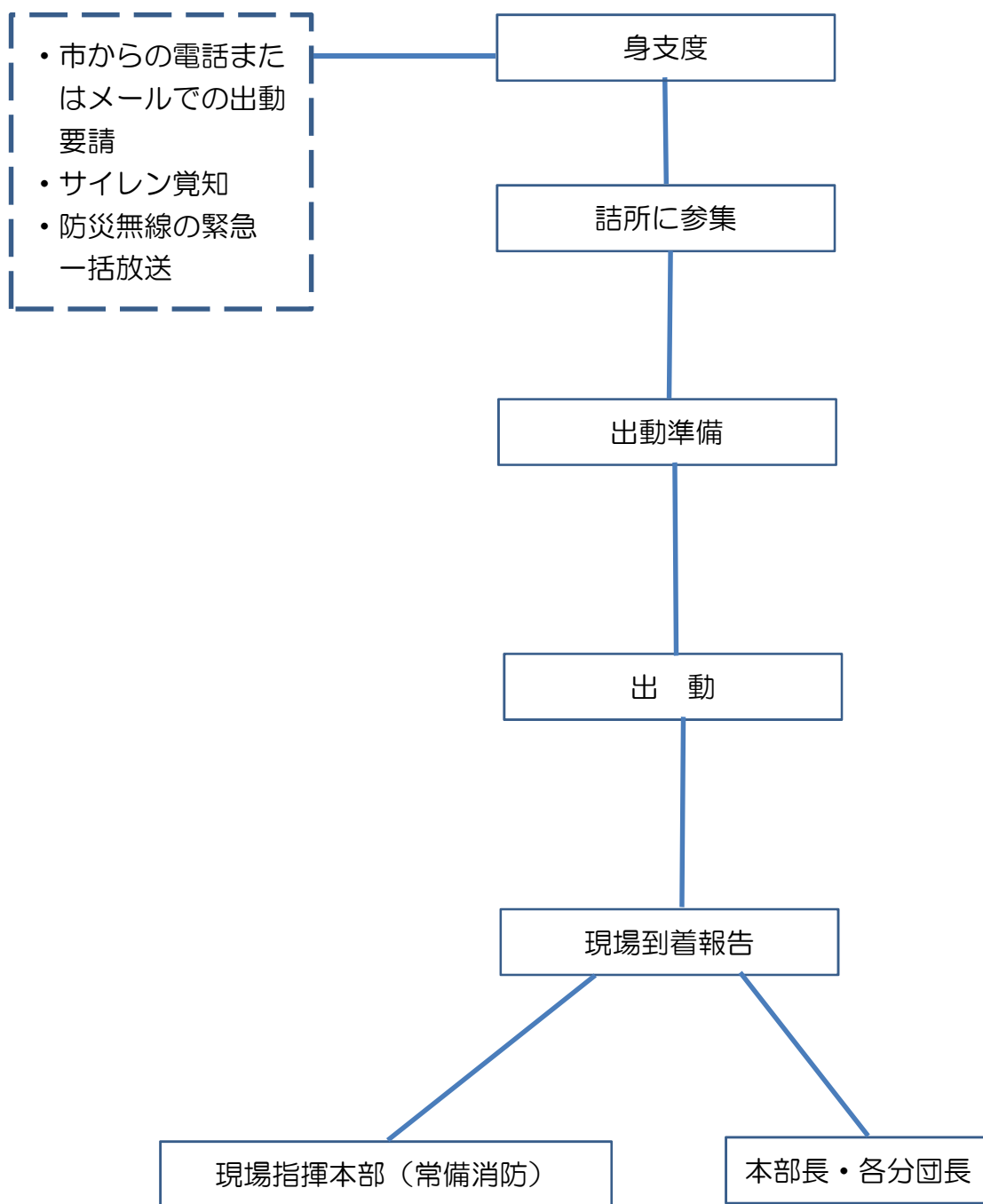
- ※1. 原則として出動依頼の電話またはメール受信、消防本部や市への問合せ、サイレン覚知により火災を知ったときは、地元部及び第1出動部が出動する。第2出動部以降の部は、部施設で待機し市及び消防署からの出動の指示を待つものとする。解散については、消防署からの鎮火報があった時とする。
2. 現場において、団長及び副団長は消防団を統括し、各部の指揮は発生地区の各分団長、副分団長があらかじめ定めた順序により取る。分団長、副分団長がいないときは、本部員が取るものとする。

(2) 召集手順

① 出動までの流れ



② 団員の出動手順



(3) 積載車・ポンプ車による出動

① 詰所等に参集

自家用車で参集する際、飲酒運転は当然厳禁であり、道路交通法等を順守し、はやる気持ちを抑えて安全運転を心がけること。

② 出動準備

充電配線、車止め等を確認し、積載車またはポンプ車が出動できる体制を整える。筒先員の防火衣着用（活動服は難燃素材ではないため）、緊急走行時のヘッドライト装着等の現場に合わせた資機材を搭載するとともに積載器具の落下防止等を徹底し、事故防止に努める。

③ 出動

管轄区域の分団は2名以上、その他の分団は3名以上参集した場合、積載車またはポンプ車で現場に出動する。

④ 出動報告

分団長に出動報告をする。

⑤ 緊急走行

緊急走行時は、次の点に留意する。

ア 必ずサイレンを吹鳴させ、前照灯および回転灯を点灯させること。

イ 普通自動車免許を取得して2年を経過していないものは、緊急走行を行うことができない。

ウ 特別な場合を除いて入団1年未満の団員に積載車またはポンプ車の運行に従事させないように配慮する。

なお、ポンプ車については、中型免許以上の免許を所有する団員以外がポンプ車の運行を行うことがないようにする。

エ 緊急通行優先権・避讓車両を過信することなく、常に安全確認に配慮するものとし、交差点進入時は必ず一時停止する。

オ 連走時は車間距離を十分確保し、前車の走行状態を乗員全員で監視する。

カ 交差点・障害物等のセンターラインを越えて走行する場合、助手席の団員は緊急車両の接近・進行方向を周知するため、拡声装置（マイク・スピーカー）を活用する。

キ 安全運行は、運転者だけでなく各団員が常に心掛け、全員で安全確認を行う。

ク 現場に到着した際は、他車両の通行の支障にならないよう停車し、車止めを使用して、事故防止に努める。

⑥現場到着報告

現場指揮本部（常備消防）に「〇〇部〇名」現場に到着したことを報告する。現場到着隊が集結後、消防団長（不在の場合は副団長、本部長、分団長、副分団長）の指示により活動を開始する。

なお、現場指揮本部（常備消防）に現場到着報告をせず活動することは原則禁止とする。

(4) 個人で出動

個々に災害現場に向かう場合は、はやる気持ちを抑え、一般車両と同様に交通ルールを厳守し、安全かつ確実に現場に到着するよう心掛ける。

(5) 火災現場が詰所等より近い場合

- ① 装備・服装が整わなくても即時対応可能な場合、現場に向かい身の安全を図りながら、消火器・防火水槽等により初期消火活動を行う。
- ② 私服等で安全な装備をしていない場合は、決して無理な活動は行わず、後に到着した安全装備した団員と交代し、後方支援に回る。
- ③ 順次、団員が到着し、現場の人員が確保された時点で、自宅等に一旦戻り装備を整えてから再出動する。

2 火災防ぎょ活動

(1) 消火のしくみ

燃焼現象が継続するためには、可燃物、空気、温度（熱）の3要素が必要で、この要素の中でどれか一つを取り除くことが消火活動となる。

① 冷却消火法

水等によって、燃焼物を冷却することによる消火

② 除去消火法

燃えている物や延焼先の可燃物を取り除くことによる消火

③ 窒息消火法

不燃性のガス、泡、砂等で可燃物を覆い、空気の供給を遮断することによる消火

(2) 指揮系統

火災防ぎょ活動において、消防団は常備消防と協力し、指示がある場合は常備消防の指揮の下、活動する。

なお、上司が到着するまでは、各部において火災防ぎょ活動の手順に従い活動すること。

階 級	職務分掌
団 長	現場指揮本部（常備消防）に参集し、常備消防の指揮の下、消防団員の活動指揮をとる。
副団長 本部長 分団長 副分団長	団長の命令により、団員を指揮し、各活動にあたる。 団長が到着するまでは、分団長以上であらかじめ定めた順位に従い、または管轄の分団長、副分団長が指揮をとる。
団 員 機能別団員	現場指揮者（副分団長以上）の命令により、各活動にあたる。 基本的には部長を中心として部単位での活動となるが、現場指揮本部（常備消防）に報告のうえ臨機応変に協力しながら活動にあたる。

(3) 火災防ぎょ活動の手順

火災現場では、早期の消火活動が被害の拡大を防ぐため、一線放水を最優先し、その後、消防団現地本部を設置して、火災防ぎょ活動を実施する。

ホース延長の際は通行の支障とならないよう路肩によせ、道路を横断する箇所にはホースブリッジを用いること。

① 放水

火災現場が消防水利から近い場合、吸水及び放水は1つの部で可能であるが、火災現場が消防水利から遠い場合は、複数の部で協力し、中継ポンプを使用して一線放水隊形を構築する。

指揮者は、部を指揮し、一線放水隊形を作りながら、現場整理に努める。準備ができ次第放水を指示した上、自らもしくは団員を伝令員とし、使用水利等放水状況を消防団現地本部に報告する。消防団現地本部は現場指揮本部（常備消防）に報告する。

ア 吸水

消火栓は、常備消防が使用する頻度が高いため、基本的に消防団の使用する消防水利は、防火水槽および自然水利となる。防火水槽を使用する際は、転落に十分注意して蓋を開け、吸管を投入する。蓋を開けている時は、十分な明かりを保ち歩行者や隊員に防火水槽があることを周知させ転落に注意するよう心がける。消防水利は、夜間の視界不良等により吸水作業に危険を伴う場合は、自然水利の使用を禁止する。

イ 中継

水利から火点まで距離がある場合は、中継ポンプを使用し、火点まで中継する。

ウ 放水

原則として、防火衣着用者2名で筒先を担当することとし、延焼危険が高い面を優先に放水する。

エ 伝令

各部署には伝令員を配置し、トランシーバー等を活用してお互いの状況を把握し、事故防止に努める。

※トランシーバーチャンネルは「チャンネル1」

オ 現場管理補助

延長ホースの整理、作業用照明の使用、交通誘導等を行う。

② 現場指揮本部

火点付近の安全かつ消火活動の支障とならないところに現場指揮本部（常備消防）が設置されるので、そこに団長、副団長及び放水隊形の指揮に就いていない本部長または分団長は集合する。

ア 状況把握

伝令員を配置し、各部の参集状況、部署状況を把握するとともに、トランシーバー等を活用して消防団現地本部に報告する。消防団現地本部は現場指揮本部（常備消防）に報告する。

イ 指示

報告事項を取りまとめて、現場の状況を把握し、常備消防指揮の下、消防団の安全を確保しながら追加放水隊形の構築、除去消火等必要に応じた指示を出す。

③ 残火処理

延焼危険がなくなった以降において、残った火を点検し、鎮火させる。

なお、壁や柱等の焼け状況から崩落恐れがあるため、損傷の激しい建物内部への侵入は原則禁止する。

ア 注水は原則として圧力を下げ、拡散放水・噴霧放水とし、被害のないところまで水損しないよう過度な注水は避ける。

イ 壁の内部等火の潜在の虞れのあるところとはび口で除去し、内部の残り火等を確認する。

ウ 布団、衣類等は内部で燃焼している可能性が高いため、屋外に搬出して十分に注水する。

④ 報告

常備消防からの鎮火宣言後、消防団現地本部に集合し、出勤人員及び使用資機材等に異常がないか確認して報告する。

⑤ 再燃警戒

鎮火後もがれきの中では火の潜在の恐れがあるため、消防団現地本部指示の下、管轄部は、再燃した場合に残火処理が行えるよう準備し、火災現場に警戒待機する。数日続く再燃警戒の場合は、管轄部及び近隣の部で協力し夜間も交代で再燃警戒をする。

なお、再燃警戒中に火災が拡大する恐れがある場合は常備消防へ連絡、または119番通報をすること。

⑥ 撤収

撤収指示を受けた部は、次の事項に留意して撤収する。

ア 現場で使用した資機材は積み忘れに注意して撤収し、走行中に落下しないよう確実に積載すること。

イ 防火水槽を使用した場合は蓋及び立ち上がり給水管の確認を行うこと。

ウ 疲労等から走行中に信号の見落とししないよう、喚呼応答による確認を行う等注意力の持続に努める。

エ 次の出勤に備え、可搬ポンプの放水後処置、資機材等の数量確認、積載車及び可搬ポンプまたはポンプ車の燃料確認を実施すること。

(4) 火災防ぎょ活動における注意点

火災現場では、次のような危険が潜んでいるため、常に注意を払い、危険回避に努めることが重要である。

① 吹き返しによる危険

バックドラフトやフラッシュオーバー等急激な火炎の吹き返しがあるため、むやみに炎上している建物に近づいたり、窓やドアを開放したりしないこと。

② 落下物による危険

瓦、窓ガラス、エアコンの室外機及び看板等が落下してくる虞れがあるため、ヘルメットを確実に着用するとともに、火災建物の真下にはいないこと。

③ 建物の倒壊による危険

火災建物は倒壊の危険性があるため、絶対に立ち入らず、監視員を配置する等して注意するとともに、通行者等が危険に巻き込まれないようすること。

④ 感電による危険

水は電気を通すため、放水による感電の危険性があることから、送電中の電線等への放水は絶対に行わないこと。

⑤ 転倒による危険

火災現場はがれきやホース等により足元が悪く、夜間の場合は特に視界不良なため、転倒による事故の危険性があることから、足元の確認を怠らず、照明等を使用して視界を確保すること。

第5節 地震対応

1 参集基準

地震は、風水害と違って予知の難しい災害であり、その被害は広範囲に及ぶ可能性が高い。

自分の命を守ることにより、その後の多くの命が救われることを認識し、まずは自ら及び家族の命を守ることを最優先として行動し、その後、必要に応じて、避難行動要支援者を含めた近隣住民への避難支援を行う。

また、参集途上において、周囲の状況をカメラにおさめるなど情報収集を行う、救助を必要とする場面に遭遇した場合は、速やかに119番通報すると共に人を集め、安全管理を徹底した上で、行える救助活動を優先すること。

参集においては、基本的に震度5強以上で自主参集とする。

(1) 参集体制

参集基準	参集者	対応
震度5強	団長・副団長	事務局（危機管理課）参集 消防署と連絡を取合い、活動方針を決め 各分団に指示・命令をする。 消防団員からの報告を市災害対策本部に 報告する。
	本部長 分団長 副分団長 各 部	管轄区域を巡回し情報収集を行う。状況 については、各部の報告をまとめて団長 または副団長へ報告する。 ※本部長は各分団の情報を整理し、消防 団長へ報告する。 分団長、副分団長は各部からの情報を取り まとめ本部長に報告する。

※消防センターを有していない部は、事前に地域の集会所など、団員が参集可能な場所を決めておく。

(2) 参集手順

地震発生

テレビ、ラジオ等で震度情報の確認（震度5強以上で参集）

自分、家族の安全確保後、消防詰所へ参集

- ・複数の団員が参集後、直ちに情報収集をおこない、出来る限り早期に各部管内の被害を把握し、その情報を速やかに分団長以上に伝える。
- ・火災や救助事案が発生した場合は、速やかに119番通報するとともに、消火・救出等の活動を行う。
- ・各部の部長等は次の情報を収集し、分団長へ報告する。
 - ア. 団員の参集状況
 - イ. 各部、分団等の管轄内の災害発生状況
 - ウ. 災害への対応状況
 - エ. 消防団員の負傷、その他重大な事故等
 - オ. 各部詰所、器具庫等の被害状況
 - カ. 被害がない場合も無い旨を報告する
- ・災害の状況により通信手段による交信ができない場合、重要事項については、伝令等により伝える。

- 詰所等参集時の間に被害状況を撮影、可能であれば分団長以上に状況報告。
- ・各部管内において火災や救助事案が発生した場合は、速やかに119番通報するとともに、地域の防災リーダーとして、地域住民や自主防災組織等と連携して初期消火、延焼阻止、若しくは救出活動等初動の災害対応活動を行う。
 - ・消防団本部が設置され指揮系統の一元化が図られるまでは、各部単位で管轄区域内の消火、延焼阻止、救出活動等に全力を挙げる。
 - ・災害対応活動を行う場合は、複数の団員が参集後、現場の上級指揮者の指示に従い、安全管理に十分配慮して活動を行う。

- ・各種情報収集にあたっては、活動中はLINEなどを活用し情報共有する。カメラ等目的に応じた効果的な手段を用いるとともに、できる限り多くの記録を収集するよう努める。
- ・各情報の記録に当たっては、情報の追跡が可能なように、必ず日時、記録責任者を明記する。
- ・報告を受けた分団長は本部長に連絡し、本部長は団長または副団長に報告を行う。

(3) 活動準備

① 家族の安全確保

自宅が被災して危険な場合は、家族を安全な場所に避難させて、通電火災を防ぐためブレーカーを落として退避し、再度無理には立ち入らず、活動上安全な装備ができない場合は、決して無理な活動を行わないこと。

② 詰所等に参加

ア 参加可能な場合

参加途上においては、道路状況、住民の避難状況及び火災の発生状況等可能な範囲で情報を収集すること。最初に詰所等に参加した者は、建物の安全を確認したうえで立ち入ること。

なお、詰所等が被災により使用できない場合、速やかに分団長に連絡し、その後の指示を受ける。

イ 参加できない場合

交通の混乱・途絶等により参加できない団員は、その旨所属の部長に連絡し、その後の指示を受ける。なお、地震発生直後は、通信規制を実施する可能性が高いため、団員間の連絡は電話だけでなく、メールやLINE等による連絡手段も確保しておくこと。

③ 状況確認

参加者、参加途上の被災状況を取りまとめ、分団長に報告する。

分団長は、各部の状況を把握して本部長に報告するとともに、人員や機材が不足する部には、他部からの応援を要請する。本部長は団長または副団長に報告を行う。各部からの報告を受けた団長は市災害対策本部へ報告する。

④ 部隊編成

効率的に管轄区域の状況を把握するために、参加者人数に応じて部隊編成を行う。安全面を考慮し、部隊は2名以上で編成すること。

⑥ 出動報告

分団長に管轄区域内の巡回開始を報告する。報告を受けた分団長は本部長に報告し、本部長は団長または副団長に報告を行う。各部からの報告を受けた団長は市災害対策本部へ報告する。

(4) 指揮系統

地震対応において、消防団は災害対策本部と協力し、指示がある場合は災害対策本部の指揮の下、活動する。

階級	職務分掌
団長	消防団本部を設置し、市災害対策本部の指揮の下、活動の指揮をとる。
副団長 本部長 分団長 副分団長	団長の命令により、各分団を指揮し、各活動にあたる。 団長が到着するまでは、あらかじめ定めた順位に従い、指揮をとる。
団員 機能別団員	現場指揮者（副分団長以上）の命令により、各活動にあたる。 基本的には部で編成した部隊単位での活動となるが、分団で臨機応変に協力しながら活動にあたる。

(5) 活動の手順

地震は市内全域にわたり被害を及ぼすため、まずは状況を把握したうえで対応する必要がある。

各部においては、巡回中に様々な場面に遭遇する場合もあるが、「救助」を最優先に考え、行動にあたる。

① 状況調査

1. 編成した部隊で管轄区域内を巡回し、次の情報を収集する。

ア 人的被害の状況

イ 道路・河川等の被害状況

ウ 家屋の損壊状況

エ 消火栓・防火水槽等の被害状況

オ 避難所までの安全な避難ルート

カ 地域における安全な場所

2. 巡回は、徒歩を基本とするが、広い範囲を巡回する部隊は積載車等を使用する。

3. メモ、カメラ等持参して被害状況を記録しておき、参集場所に戻った際、取りまとめて部長に報告する。

4. 報告を受けた部長は、速やかに災害対策本部または消防団本部に報告する。

5. 消防団本部は、各部からの報告事項を市災害対策本部に報告する。

② 消火活動

大規模震災時には同時多発的火災が懸念される。

同時多発火災は、消防力が分散され、更に、道路・橋梁等の損傷により応援隊も対応できないことが予想されることから、自身の安全を確保したうえで、消火活動については次のとおりとする。

1. 火災の早期発見と初期消火にあたる。
2. 火災が延焼拡大し、火災の制圧ができない場合は、人命を最優先すること。
3. 火災を発見した場合、直ちに119番通報及び消防団本部に連絡する。
4. 消防団本部は、各分団の状況を確認し、出動可能な部を出動させるとともに、本部長から現地本部長を任命し、現場の指揮をとる。
5. 出動各部は、「第4節 2 火災防ぎょ活動」に従い活動する。

③ 救助活動

救助とは、火災・震災等の災害によって、生命・身体が危険な状態にあり、自力によって脱出又は避難することができない者を安全な状態に救出することをいい、最優先して行う。

団員は、消防団本部に速やかに報告するとともに初期の活動に万全を尽くし、到着した救助隊に速やかに状況を報告して救助隊と連携した活動を行い、救助活動が円滑に行われるようにする。

④ 避難誘導

住民を危険から回避するために、次のとおり実施する。

1. 地域において、避難行動要支援者の支援を依頼されている場合は、消防団活動の前に優先して避難支援する。
2. 消防団本部は、収集した情報をもとに市災害対策本部が指定した安全な避難所及び避難ルートを各部に連絡する。
3. 各部は、積載車のスピーカーや拡声器等を活用し、避難する方向又は方法を示し、冷静、沈着に安心感を与えるような方法で誘導する。
4. 避難所までの移動が困難な場合、地域における安全な場所への一時避難を依頼する。

⑤ 広報活動

消防団本部は、市災害対策本部からの要請に基づき各部に指示する。

各部は、積載車等を活用し、住民の不安解消のため広報活動を実施する。

(6) 地震対応活動における注意点

地震発生後は、次のような危険が潜んでいるため、常に注意を払い、危険回避に努めることが重要である。

① 余震による危険

大規模地震の後には必ず余震があるものと心得ておき、倒壊の危険性がある家屋にむやみに立ち入らず、壁の倒壊、看板等に十分注意し、近づかないよう危険を周知すること。

② 同時多発火災による危険

大規模震災時の同時多発火災は、道路の寸断等も重なり、通常の火災より消防力の低下が想定されることから、大火となる可能性が高い。そのため、常に退路を考慮し、初期消火にあたり、火災の制圧ができない場合は、人命を最優先すること。

③ ストレスによる危険

大規模震災の対応にあたる団員には過度なストレスがかかるため、必ず交代により休息をとることとし、上位階級者においては、指揮下にある団員の体調管理（表情、顔色、疲労度）を把握し、二次災害防止に努めること。

④ 通信不能の場合

大規模震災時は通信インフラの被災、通信規制等により通信できなくなる恐れがあるため、普段から多重の通信手段（携帯電話、無線機、防災行政無線のアンサーバック機能）の確保及び取扱い方法を熟知しておくとともに、通信不能な場合は消防団本部まで参集し、指示を受けること。

第6節 土砂災害・水災対応

1 土砂災害対応

(1) 避難情報の基準

警戒レベル	避難情報	状況	住民のとりべき行動
5	緊急安全確保	災害発生または切迫	緊急に安全を確保する。
~~~~~＜警戒レベル4までに必ず避難！＞~~~~~			
4	避難指示	災害の恐れが高い	<b>警戒レベル4までに全員避難！</b>   危険な場所から全員避難。いつ土砂災害が発生してもおかしくない状況のため、早急に危険な場所から避難する。   避難所までの移動が危険な場合は近隣で土砂災害の危険性のない家屋または自宅の2階に移動するなど命を守る行動をとる。
3	高齢者等避難	<b>災害の恐れあり</b>   巡視等により土砂災害の前兆現象が発見されたとき	<b>避難に時間を要する人は避難！</b>   土砂災害の危険性が高まったため、土砂災害の危険性のある家屋の住民は避難所に避難する。
2	大雨・洪水注意報（気象庁）	<b>気象状況の悪化</b>   土砂災害前ぶれ注意報が発表されたとき 洪水注意報・大雨注意報等	<b>避難行動の確認！</b>   これから強い雨が降り、土砂災害が発生する可能性があるため、土砂災害の危険性がある家屋の住民に自主避難を促す。

## (2) 指揮系統

消防団は必要に応じて消防団本部を設置して市災害対策本部と協力し、指示がある場合は市災害対策本部の指揮の下、活動する。

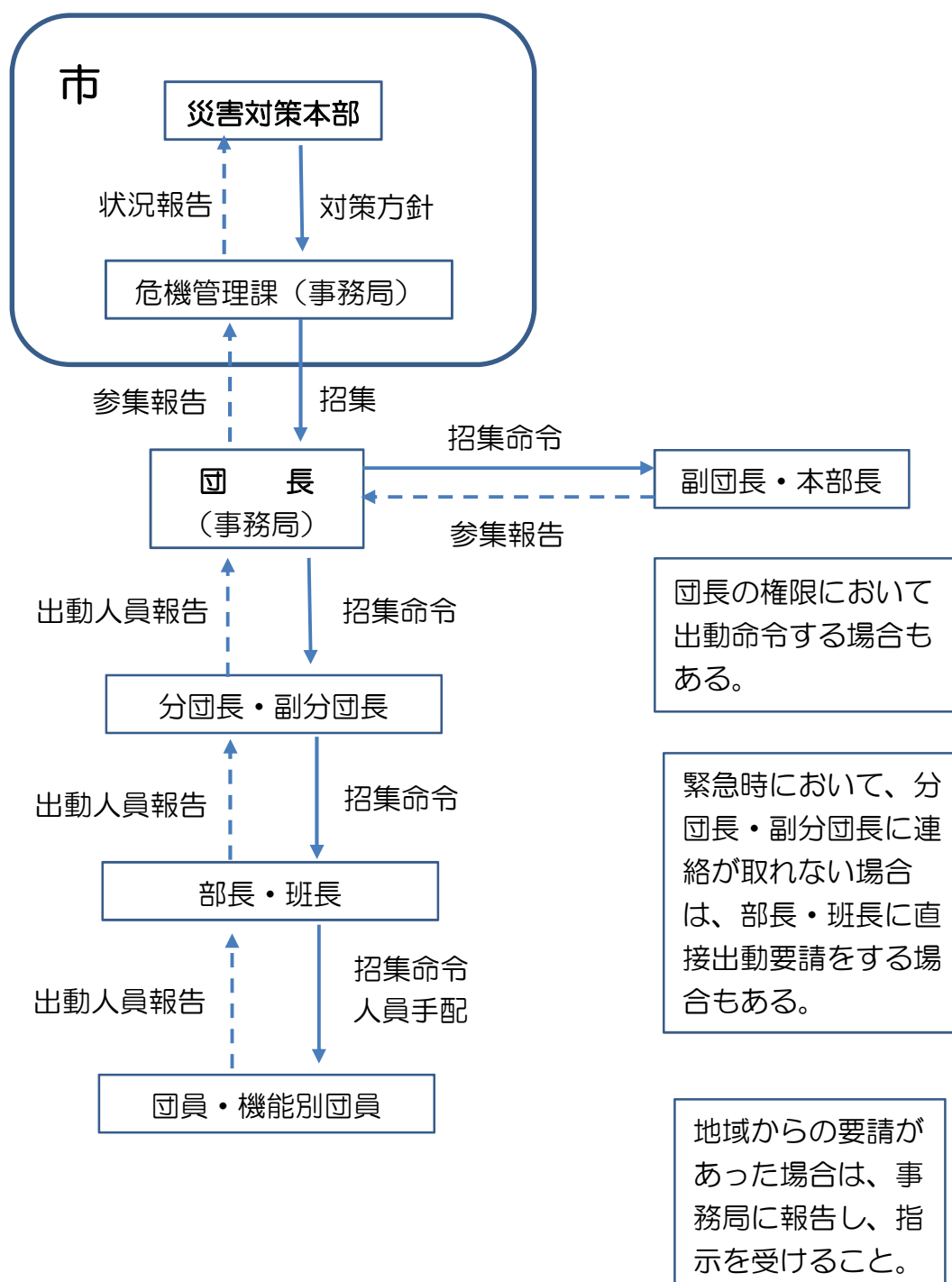
階級	職務分掌
団 長	状況により消防団本部を設置し、市災害対策本部の指揮の下、活動の指揮をとる。
副団長 本部長 分団長 副分団長	本部員は団長の招集により参集し、団長が不在の場合、あらかじめ定めた順位に従い、指揮をとる。
団員 機能別団員	現場指揮者（副分団長以上）の命令により、各活動にあたる。 基本的には部で編成した部隊単位での活動となるが、分団で臨機応変に協力しながら活動にあたる。

## (3) 出動基準

出動要請があった場合、以下の活動を実施することとする。

避難情報	消防団活動
警戒レベル3	警戒出動・高齢者及び避難行動要支援者等
警戒レベル4	避難広報・避難支援等

#### (4) 出動要請手順



## 2 水害対応

### (1) 水害対策活動

水害が予想されるときは、降雨の状態及び水位の状況を監視し、適宜必要な職員等を配備し、低地及び道路の排水や築堤等を行い浸水の防止にあたる。

水害対策の実施上必要な場合は、消防本部に協力を要請する。

### (2) 河川等の巡視・警戒

水害の危険が高いと予想される低地及び河川等から優先的かつ定期的に巡視・警戒を随時行い、本部に状況を連絡するとともに、危険が切迫している区域の住民に対し避難の指示等を行なう。

### (3) 利根川水防対策

利根川の氾濫による災害を防止するため、6市2町（成田市、佐倉市、栄町、白井市、酒々井町、八千代市、四街道市、印西市）により構成されている印旛利根川水防事務組合（以下『組合』という。）の水防実施計画書に基づいて水防対策を実施する。

以下に水防計画の抜粋を示す。

#### ① 水防区域

水防区域は、利根川右岸印西市木下地先（旧手賀沼汎桶）から栄町矢口地先（横堤）までの10,941.45mとしている。

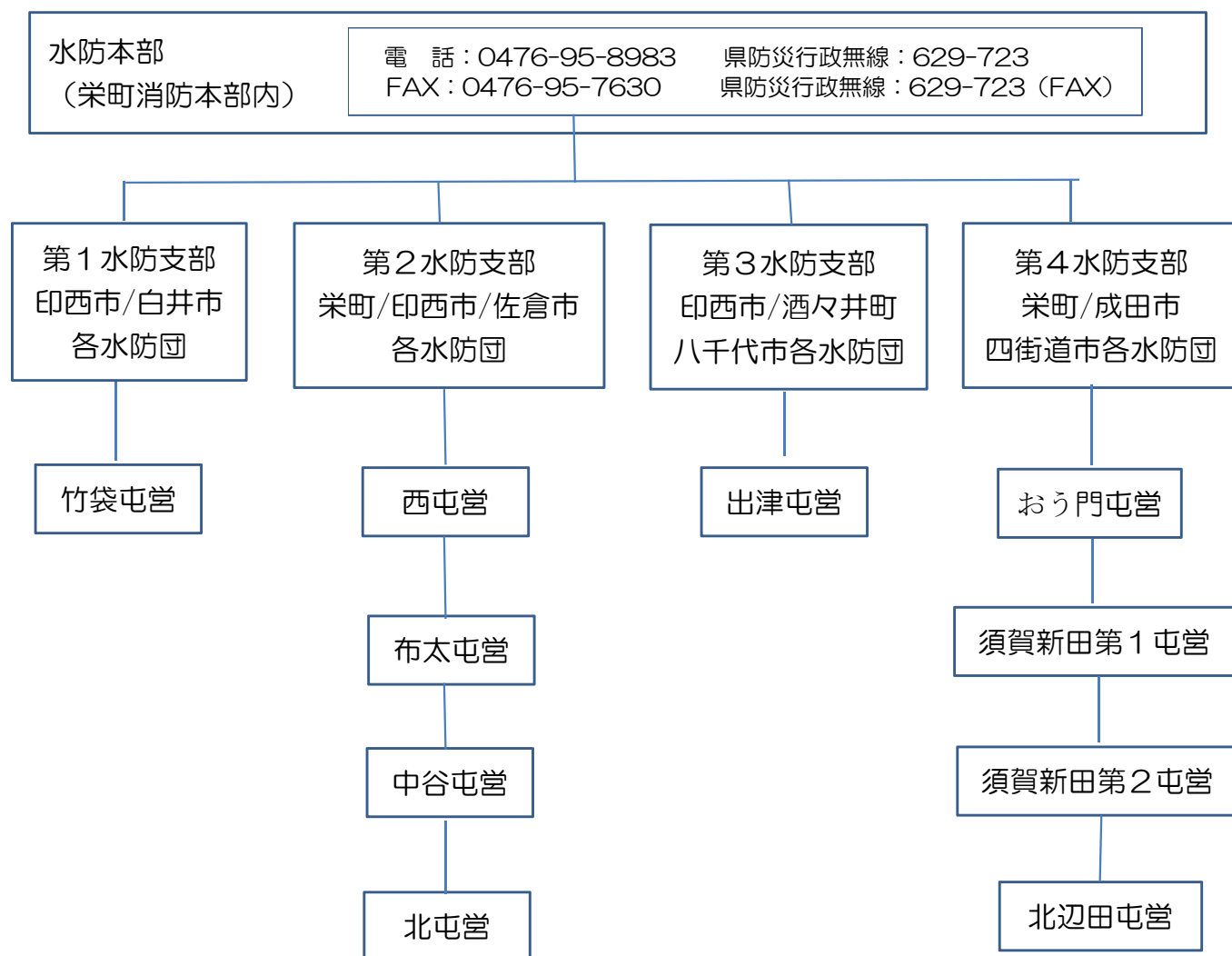
その内、白井市水防団が属する第1水防支部の管轄区域は、印西市竹袋旧手賀沼汎桶より同市平岡地先（元将監川締切中央）までの1,484.20mとなっている。

#### ② 水防組織体制

組合は、組合構成市町村の消防団が水防団となり、水防本部のもと4つの水防支部とその下部組織である10の水防屯営から組織されている。

なお、水防本部は組合（栄町消防本部内）におかれ、水防本部長は栄町長が、副本部長には印西市長があたっている。

### 印旛利根川水防事務組合の組織体制



### ③ 配備体制

水防配備体制の種類は①注意配備体制②警戒配備体制③非常配備体制の3種に区分され、銚子地方気象台の発表する洪水警戒等を参考にし、水防本部長が発令する。

水防委員、水防巡視員の出動は水防本部長が直接命令し、水防団員の出動は水防本部長の使命を受けた構成市町村が水防団長を通して命令する体制としている。

組合構成市町村は、河川増水時の警戒および防御並びに信号等の業務を担当する第1次出動市町村と、水防資材の調達、供給輸送を任務とする第2次出動市町村に区分されており、白井市は第2次出動市町村として、第1次出動市町村の業務を支援するため、必要に応じ水防本部長の指令に基づいて出動する。

④ 利根川水防警報等

ア 気象等の状況によって洪水等のおそれがあるときは、水防法及び気象業務法に基づき大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報が出されるが、併せて利根川の洪水予報も出される。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。   新たに氾濫が及び区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。   いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判る警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。   避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。   避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 同じく水防法に基づく水防警報が発表されるので、①待機、②準備、③出動、④警戒、⑤解除といった警報の種類に応じて、対応にあたる。

# 資料編

## 消防ポンプの取扱いについて

### 1 ポンプの運用

ポンプの取扱説明書をよく読んだうえで運用を行うこと。

### 2 ポンプ運用時の基本的隊形

基本的な動作及び号令はポンプ操法のとおり。

操縦員は協力してポンプ運搬、放水に使用する資機材を準備し、それぞれ次の役割に基づき、放水を実施する。

(1) 指揮者

放水隊形を指揮し、管鎗を保持して火点に向けて放水する団員

(2) 筒先員

管鎗を保持して火点に向けて放水する団員

(3) 伝令員

筒先側とポンプ側の伝令を行う団員

(4) 機関員

ポンプを操作する団員

(5) 補助員

自然水利の場合に吸管を保持し、浮き上がりを防ぐ団員

### 3 始動時の注意

(1) 燃料コック、排水コックが正しい位置にあるか確認する。

(2) セルスタートできない場合は、リコイルスターターを使用する。

### 4 給水及び放水上の注意

(1) 砂や異物を吸い込まないように蛇籠を使用する。

(2) 空気を吸い込まないように、蛇籠は完全に水面下に入れる。

(3) ポンプの位置はできるだけ、給水面に近付ける。

(4) 吸管引き揚げロープはポンプのフレームに結ぶ。

(5) 吸管は確実に締め付ける。

(6) (自動真空の可搬ポンプのみ) 自動真空がきかない場合は手動にする。

なお、それでも真空状態にならない場合はエンジンを停止し、吸管結合、排水バルブ、ストレーナーを確認する。

(7) 水冷エンジンは、給水しない状態で運転すると焼き付きを起こすため、無給水運転は30秒以内とする。

(8) ポンプの放口を開放し、放水を開始する。

(9) ポンプ運転中は連成計と圧力計の指針に注意する。

(10) ホース延長数、ノズル口径、筒先の位置等により、ポンプ圧力を決定する。

## 5 計器の読み取り方

### (1) 連成計

連成計は、ポンプの吸水側に取り付けられ、出している水の量と入ってくる水の量のバランスを示している。入ってくる水に対して、出している水が多いとマイナスに傾き、逆だとプラスに傾く。計器の表示はMPa とcmHg がある。

$$0.1\text{MPa} \div 75.006\text{cmHg}$$

### (2) 圧力計

圧力計はポンプの吐出側に取りつけられ、放水側の圧力（静圧）を計るもので、一般のポンプの圧力計配管の取りだし口は、ポンプ本体及び放口部にあってバルブの操作によって切り換えられるようになっている。

計器の表示はMPa とkg/cm² がある。

$$0.1\text{MPa} \div 1.0197\text{kg/cm}^2$$

## 6 ポンプ圧の決定について

### (1) 放水圧力

実際の消火活動は、条件の良いところばかりではない（夜間、不安定な足場、高所等）ため1人で17kg～20kg、2人で25kg～30kg 位が限度。筒先員は放水圧力が高くなればなるほど、その反動力を受ける。

【ノズル口径による反動力の違い】

ノズル口径20mm の場合 0.3MPa …… 反動力 約18kg

0.5MPa …… 反動力 約30kg

ノズル口径24mm の場合 0.3MPa …… 反動力 約27kg

0.5MPa …… 反動力 約36kg

ノズル口径が大きくなればなるほど、放水量は増え、反動力も増す。

### (2) ホースの摩擦損失

ホースの長さで流量の2乗に比例し、直径の5乗に反比例する。

ホースが長くなったり、流量が大きくなるほど放水量は増え、反動力も増す。

【損失圧力の例】

放水圧力4kg、ノズル口径20mm に設定した場合

65 ミリホース 5本で約0.9kg

10 本で約2.1kg

20 本で約4.0kg の損失圧力

### (3) ノズルの位置の高低

水柱の高さ、または深さを水頭といい、長さの単位で圧力あるいはエネルギーを表す。

$$H(\text{m}) \div \text{圧力}(\text{MPa})$$

10m の高さに送水する場合、約0.1MPa の圧力が必要。

逆に10m 高いところから低いところへ送水すると、筒先には約0.1MPa

の圧力がかかる。

#### (4) ポンプ圧力

ポンプ圧力＝放水圧力＋ホースラインの摩擦係数×ノズルの位置

### 7 消火栓からの放水

消火栓からの放水は迅速に行える反面、水の供給量に限りがあるため、水源から遠い場合、複数の消火栓を使用することができない。

そのため、消火栓は原則常備消防が使用するものとする。

- (1) 消火栓のバルブを静かに開き、鉄錆、小石等を吹き出す。
- (2) ポンプに媒介金具を接続し、ホースで消火栓と可搬ポンプを接続する（地下式の場合は、必ずスタンドパイプを使用する）。
- (3) 消火栓のバルブを全開にし、吸水又は中継コックを開いて連成計の圧力（静圧）を確認する。
- (4) 連成計がマイナスに傾くと水道管がつぶれ、破損させる恐れがあるため、出力を下げて調整する。
- (5) 放水圧が足りない場合は、筒先を高圧ノズルに交換する。

### 8 ポンプ同士の中継送水

- (1) 事故防止のため、圧力調整機能付きの中継媒介金具を使用する。
- (2) 元ポンプと先ポンプをホースで接続する。
- (3) 先ポンプ及び筒先の放口を開放し、元ポンプに放水の伝令をする。
- (4) 元ポンプから送水があったら、先ポンプを運転して放水する。
- (5) 先ポンプの連成計がマイナスに傾く場合、元ポンプからの放水量が少ないため、圧力をさげるか、放水量が足りない場合は元ポンプの圧力を上げるよう伝令する。
- (6) 放水を中止する場合、先ポンプ及び筒先の放口を開いたまま、元ポンプに放水止めの伝令をして送水を中止、その後先ポンプ及び筒先の残水処理をして放口を閉じる。

### 9 注意事項

#### (1) ウォーターハンマー（水撃作用）

急激な圧力の上昇により生じる衝撃。これによりポンプ、ホースの破損及びけがの原因になるため、放水時のノズル、放口の急開閉及びポンプの回転数の急上昇はしないこと。

#### (2) キャビテーション（空洞現象）

送水しているポンプの回転数を上げて、送水量を増やそうとするとき、ポンプへの吸水量を超えて送水しようとするとき、ポンプのタービンでキャビテーションが起こり圧力は下がる。これにより騒音、振動そしてインペラの破損を引き起こすため、キャビテーションが起こった場合は、吸水量を増やすか送水量を減らすかすれば、キャビテーションは解消する。

### (3) 吸管エアポケット

吸管を高い塀や欄干越しに伸長し、吸水完了したときに、吸管頂部に空洞ができる現象であり、この状態で放口を開くと、とたんに吸管内の水が落水する。この場合、放口を半開しながら、真空ポンプをかけ、放口から十分吐出することを確認してから、真空ポンプを元にもどす。

# 出 動 者 報 告 書

出動日：令和 年 月 日

白井市消防団本部

出 動 場 所

報告者氏名

㊞

階 級	氏 名	出動者に○
団 長		
副団長		
副団長		
副団長		
分団長		
分団長		
分団長		
分団長		
分団長		
分団長		
分団長		
分団長		
分団長		
副分団長		
副分団長		
副分団長		
副分団長		
副分団長		
副分団長		
副分団長		

報告書は、出動後１０日以内に危機管理課まで提出してください

# 出 動 者 報 告 書

出動日：令和      年      月      日

白井市消防団    ○○部

出 動 場 所

報告者氏名

⑩

階 級	氏 名	出動者に○
部 長		
班 長		
団 員		
団 員		
団 員		
団 員		
団 員		
団 員		
団 員		
団 員		
団 員		
団 員		
団 員		
団 員		
機能別団員		
機能別団員		
機能別団員		
機能別団員		
機能別団員		

報告書は、出動後１０日以内に危機管理課まで提出してください

# 白井市消防団入団者届

令和3年 月 日

白井市消防団長 様

白井市消防団 第____分団

____部 部長____印

下記の者について、白井市消防団員として入団させたいので、届け出いたします。

記

〒

1. 住 所 _____

ふりがな  
2. 氏 名 _____

3. 生年月日 平成  
昭和 年 月 日

4. 電話番号 自宅 ( ) 携帯 ( )

5. 職 業 _____

勤務先名 _____

(所在地) _____

6. 入 団 日 令和 年 月 日

## 別紙

### ○振込口座

金 融 機 関 名	(農協・銀行)	(支店・支所)
預 金 口 座	普通	
口 座 番 号		
名 義 人 住 所		
ふ り が な		
口 座 名 義 人		
マイナンバー		

※ 振込み誤り防止のため、金融機関口座（名義人・口座番号）が  
確認できるように通帳のコピー及びマイナンバーのコピーを添付してく  
ださい。

# 白井市消防団機能別団員入団者届

令和 年 月 日

白井市消防団長 中 村 教 雄 様

白井市消防団 第____分団

____部 部長____印

下記の者について、白井市消防団機能別団員として入団させたいので、届け出いたします。

## 記

〒

1. 住 所 _____

ふりがな  
2. 氏 名 _____

3. 生年月日 平成  
昭和 年 月 日

4. 電話番号 自宅 ( ) 携帯 ( )

5. 職 業 _____

勤務先名 _____

(所在地) _____

6. 入 団 日 令和 年 月 日

7. アポロキャップサイズ (サイズに○をしてください。)

S ・ M ・ L ・ LL ・ 3L ・ 4L

※分からなければ、事務局にて記入します。

消防団員又は 消防職員経験 年数	所属 : _____ 消防団・消防署 期間 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日
------------------------	------------------------------------------------------------------------------

※裏面へ続く

## 団員報酬及び費用弁償支払い振込口座について

このことについて、ご指定の金融機関に上期分（１０月）・下期分（翌年度４月）の２回に分けて口座振込みにて支払いを行います。

つきましては、別紙に金融機関口座等を記入し、ご提出くださるようお願いいたします。

なお、振込み誤り防止のため、金融機関口座（名義人・口座番号）が確認できるように通帳の写しを必ず添付するようお願いいたします。

### ○振込口座

金 融 機 関 名	(農協・銀行) (支 店・支所)
預 金 口 座	普通
口 座 番 号	
郵便番号	
名 義 人 住 所	
ふ り が な	
口 座 名 義 人	
マイナンバー	

※振込み誤り防止のため、金融機関口座（名義人・口座番号）  
が確認できるように通帳及びマイナンバーのコピーを添付  
してください。

白井市長 殿

白井市消防団長 殿

## 退 団 願

私儀、このたび一身上の都合により、令和 年3月31日をもちまして退団いたしたく、ここにお願い申し上げます。

令和 年 月 日

白井市消防団

第 分団 部

---

# 消防自動車点検管理表

## 【 運行前点検 】

点検箇所	点検内容	良	否	備 考
<b>1. 車 両 関 係</b>				
ハンドル	著しい遊び、がた、ゆれ			
タイヤ	空気圧、極端なすり減、亀裂 溝の深さ、異物がないか			
エンジン	キャップ、オイルの量・汚れ ファンベルトの張り・損傷、異音 排気の色、冷却水量・水漏れ			
燈火装置	点滅具合、汚れ、損傷、切り替え			
燃料装置	燃料の量、漏れ			
警報器	作用が良好か			
バッテリー	液量は十分か、ゆるみ ターミナル（＋、－）			
乗車装置	ドアロック、座席、シートベルト			
ブレーキ	きき具合、片ぎき、液量 ハンドブレーキきき具合			
クラッチ	遊び、作用			
計器類	速度計、水温計、燃料計、電流計 各ランプ、ラジオ、室内燈 シガーライター、各スイッチ類			
ワイパー	作用が良好か、損傷 ウインドウオッシャー液量			
後写鏡	写影は良好か、損傷			
ミッション	はいりにくい、異音			
方向指示器	作用、損傷			
その他	車検証、車止め等の確認			
<b>2. 緊 急 装 置 関 係</b>				
赤色回転灯	点灯具合、汚れ、損傷			
サイレン	作用が良好か			
拡声器	作用が良好か			
受信機	チャンネル確認、雑音の有無			
<b>3. ポンプ装置関係</b>				
真空ポンプ	オイルの量・漏れ（共通）			
計器類	圧力計・連成計（共通） 真空計（ポンプ車）			
エンジン	オイルの量・汚れ 損傷、異音（小型）			
燃料装置	燃料の量・漏れ（小型）			
バッテリー	液量は十分か、ゆるみ ターミナル（＋、－）（小型）			
その他	エアクリーナーの目詰まり（小型） 各計器灯・作動ランプ（共通）			

（点検年月日）

年 月 日

第 分団 部

運転者氏名

# 自動車等維持管理及び業務記録簿

年度

白井市消防団 第 分団 部  
N O .

月 日	内 容	消防車走行後の距離	出動団員数	記録者氏名	備 考
／	1,放水試験 2,警ら 3,災害出動(火災、風水害、その他) 4,訓練出動 5,その他( )	km	人		
／	1,放水試験 2,警ら 3,災害出動(火災、風水害、その他) 4,訓練出動 5,その他( )	km	人		
／	1,放水試験 2,警ら 3,災害出動(火災、風水害、その他) 4,訓練出動 5,その他( )	km	人		
／	1,放水試験 2,警ら 3,災害出動(火災、風水害、その他) 4,訓練出動 5,その他( )	km	人		
／	1,放水試験 2,警ら 3,災害出動(火災、風水害、その他) 4,訓練出動 5,その他( )	km	人		
／	1,放水試験 2,警ら 3,災害出動(火災、風水害、その他) 4,訓練出動 5,その他( )	km	人		
／	1,放水試験 2,警ら 3,災害出動(火災、風水害、その他) 4,訓練出動 5,その他( )	km	人		
／	1,放水試験 2,警ら 3,災害出動(火災、風水害、その他) 4,訓練出動 5,その他( )	km	人		
／	1,放水試験 2,警ら 3,災害出動(火災、風水害、その他) 4,訓練出動 5,その他( )	km	人		
／	1,放水試験 2,警ら 3,災害出動(火災、風水害、その他) 4,訓練出動 5,その他( )	km	人		
／	1,放水試験 2,警ら 3,災害出動(火災、風水害、その他) 4,訓練出動 5,その他( )	km	人		

月 日	内 容	消防車走行後の距離	出動団員数	記 録 者 氏 名	備 考
／	1, 放水試験 2, 警ら 3, 災害出動(火災、風水害、その他) 4, 訓練出動 5, その他( )	km	人		
／	1, 放水試験 2, 警ら 3, 災害出動(火災、風水害、その他) 4, 訓練出動 5, その他( )	km	人		
／	1, 放水試験 2, 警ら 3, 災害出動(火災、風水害、その他) 4, 訓練出動 5, その他( )	km	人		
／	1, 放水試験 2, 警ら 3, 災害出動(火災、風水害、その他) 4, 訓練出動 5, その他( )	km	人		
／	1, 放水試験 2, 警ら 3, 災害出動(火災、風水害、その他) 4, 訓練出動 5, その他( )	km	人		
／	1, 放水試験 2, 警ら 3, 災害出動(火災、風水害、その他) 4, 訓練出動 5, その他( )	km	人		
／	1, 放水試験 2, 警ら 3, 災害出動(火災、風水害、その他) 4, 訓練出動 5, その他( )	km	人		
／	1, 放水試験 2, 警ら 3, 災害出動(火災、風水害、その他) 4, 訓練出動 5, その他( )	km	人		
／	1, 放水試験 2, 警ら 3, 災害出動(火災、風水害、その他) 4, 訓練出動 5, その他( )	km	人		
／	1, 放水試験 2, 警ら 3, 災害出動(火災、風水害、その他) 4, 訓練出動 5, その他( )	km	人		
／	1, 放水試験 2, 警ら 3, 災害出動(火災、風水害、その他) 4, 訓練出動 5, その他( )	km	人		
／	1, 放水試験 2, 警ら 3, 災害出動(火災、風水害、その他) 4, 訓練出動 5, その他( )	km	人		
／	1, 放水試験 2, 警ら 3, 災害出動(火災、風水害、その他) 4, 訓練出動 5, その他( )	km	人		
／	1, 放水試験 2, 警ら 3, 災害出動(火災、風水害、その他) 4, 訓練出動 5, その他( )	km	人		

## 白井市消防団活動マニュアル

**発行日：** 令和3年3月

**発 行：** 白井市

**編 集：** 白井市総務部危機管理課

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

TEL:047-492-1111(代)

TEL:047-401-4650(直通)

FAX:047-491-3510

E-mail:kikikanri@city.shiroi.chiba.jp